

### 3-（2）効果の高い健康起因事故防止対策（健康診断のフォローアップ・脳検査・心電計・SAS）の実施【申請案内 P.50～53】

問1. 運輸ヘルスケアナビシステムを利用しているが、健康診断結果のフォローアップについて、どのような資料を提出すればよいか。

答1. 運輸ヘルスケアナビシステムを利用していることがわかる資料（データベースから取り出すことのできる一覧表）を提出してください。

問2. 運輸ヘルスケアナビシステム以外の外部機関に健康診断結果の分析等を依頼しているが対象となるか。

答2. 提出資料を確認して判断します。要再検査のドライバーに対し、どのようにフォローアップをしているかが分かる資料を提出してください。

ただし健康診断結果票のみでは、健診結果のフォローアップにはなりません。健診結果からどのように再検査の促しをしているのが確認できないものは、加点の対象としません。

問3. 外部機関に委託せずに、自社で健康診断結果に基づくフォローアップをしているが、対象となるか。どのような資料を提出すればよいか。

答3. 提出資料を確認して判断します。どのようにフォローアップをしているかが分かる資料を提出してください。

例えば、健康診断結果を基に、再検査を促す仕組み等が分かる社内規程や手順書等、または対象者に対し通知している様式等を提出してください。

ただし、健康診断結果票のみでは、どのように再検査の促しをしているのが確認できないため、加点の対象となりません。

問4. 健康診断のフォローアップについて、直近の過去1年間において再検査の対象者がいなかったが、どのような書類を提出すればよいか。

答4. 健康診断結果におけるフォローアップの内容が記載された社内規程や、受診勧奨を行う文書のサンプルなどを添付し、どのようなフォローアップの体制・内容であるかを確認できるものを提出してください。

また、直近で再検査の対象者がいなかったことを自認してください。（手書き可）

問5. 再検査後の受診票を提出するのでもよいか。

答4. 再検査の受診票に、再検査を促したことを自認してください。

その際に、再検査を促した年月日、指導者名を記入してください。

問6. 眼圧検査等、視野障害に係る検査の受診は対象となるか。

答6. グループ3-（2）においては対象となりません。

この項目で対象外の検査については、グループ4-（1）で評価の対象となります。

問7. 脳検査や、SAS検査の領収証について、振込で支払いをしているため、請求書を添付するのでもよいか。

答7. 請求書の提出で構いません。

ただし、振込で支払いをしていること自認してください（手書き可）